

都留市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 5 年 3 月 24 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市条例第 6 号

都留市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条
例

都留市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和 41 年都留市条例第
5 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の表を次のように改める。

| 職名 | 年報酬額 |
|------|-------------------------------|
| 団長 | 75,000 円 |
| 副団長 | 50,000 円 |
| 分団長 | 39,000 円 |
| 副分団長 | 30,000 円 |
| 本部員 | 27,000 円 |
| 部長 | 27,000 円 |
| 班長 | 23,000 円 |
| 団員 | 20,000 円(機能別団員にあつては、10,000 円) |

備考

- 1 報酬は、年額により支給するものとする。
- 2 報酬の支払は、10 月 1 日から 10 月末日までの間に支給するものとする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。